

付属書 3

決議 MEPC...(53)草案

採択日：2005 年 7 月__

バラスト水管理と同等の遵守の為のガイドライン

海洋環境保護委員会殿

海洋汚染の防止と制御の為の国際条約により授権された海洋環境保護委員会の役割に関する国際海事組織の条約の項目 38(a)を喚起する、

曾於 4 年 2 月に開催された船舶のバラスト水管理に関する国際会議が船舶のバラスト水および沈殿物の抑制と管理の為の国際条約、2004 (バラスト水管理条約) を四つの会議決議と合わせ採用したことを又喚起する、

バラスト水管理条約の規約 A-2 がバラスト水の排出は条約の付属書の規定に基づきバラスト水管理を通じてのみ実行されねばならぬことを要求していることを認め、

バラスト水管理条約の付属書の規約 A-5 は、全長が 50 メーター未満でかつ最大バラスト水能力が 8 立方メートルの娯楽或いは競技にのみ使用される娯楽用船舶或いは主に救命に使用される小型船舶に対し規定の同等の遵守は、機構により開発されたガイドラインを考慮して、主官庁により決定されるべきと規定していることを更に認め、

船舶のためのバラスト水管理に関する国際会議により採択された決議 1 はこれらのガイドラインを緊急事項として開発する為に機構を召集していることを又認め、

バラスト水作業グループにより開発されたバラスト水管理の同等の遵守の為のガイドライン草案および Bulk Liquid and Gases の第 9 回会期で小委員会により行われた推薦を検討した結果、

1. この決議の付属書に記載されているバラスト水管理の同等の遵守の為のガイドラインを採用する；
2. 可及的速やかでないし条約が発効されるときにガイドラインを適用する為、政府を召集する；および
3. ガイドラインを見直しの下に置くことに合意する。

付属書

バラスト水管理の同等の遵守の為のガイドライン(G3)

1 主官庁は船舶のバラスト水および沈殿物の抑制および管理の為の国際条約、2004 の規約 A-5 同等の遵守を船舶が満足しているか否かを決定する際にこれらのガイドラインを考慮せねばならない。これらのガイドラインに従属する船舶は可能な限り条約を遵守しなければならない。もしそれが現実的でない場合、規約 A-5 およびこれらのガイドラインに基づき同等の遵守を達成せねばならない。

定義

2 これらのガイドラインの目的の為に条約の定義が適用される。

適用

3 これらのガイドラインは全長が 50 メーター未満でかつ最大バラスト水能力が 8 立方メートルの娯楽ないしは競技の為のみに使用される娯楽小型船舶或いは主に救命に使用される小型船舶に適用される。

例外措置

4 これらのガイドラインはバラスト水および沈殿物の取り入れ或いは排出に適用されない：

- .1 緊急事態での船舶の安全ないし洋上で人命救助を保障する目的に必要である；
- .2 船舶からの汚染を回避ないし極小化する目的に使用される時；および
- .3 同じバラスト水および沈殿物の荒海上。

5 更にこれらのガイドラインは以下にも適用されない：

- .1 被害の発生或いは被害の発見の前後に或いは排出を防止するないしは最小化する目的であらゆる合理的な予防策が取られ又船主或いは担当官が意図的にそのような被害を引き起こさなかったことを条件に、船舶ないしはその設備の被害に金する偶発的な排出ないしはバラスト水および沈殿物の浸入；

- .2 他の値域からの未管理のバラスト水との混合が発生していないことを条件に、バラスト水および沈殿物のすべてが発生した所と同じ場所での船舶からのバラスト水および沈殿物の排出。これらのガイドラインに関連し、“同じ場所”は同じ港、接岸地或いは投錨地を意味するとみなされるべきである；および
- .3 もし船長がこれらのガイドラインに準拠することが悪天候、船舶の設計或いは圧力、設備の欠陥、或いはいかなるほかの異常事態のために、船舶、その乗組員、或いはその乗客の安全或いは安定を脅かすと正当に決定した場合、バラスト水および沈殿物の排出。

有害な水生生物および病原菌の取り入れ或いは移動を最小限にする予防措置

バラスト水の取り入れ

6 可能な限り、バラスト水は港湾水域の外側で出来る限り海岸線より離れて取り入れられるべきである。更に、バラスト水の源としてドックの水供給（即ち港より直接取られた水ではない真水、ビンの水のようなもの）の使用が検討されるべきである。

7 バラスト水を積み込む際、潜在的に有害な水生生物、病原菌およびそのような生物を含む沈殿物の取入れを回避する為あらゆる努力が払われるべきである。以下の場所および状況でのバラスト水の取り入れは最小化或いは可能な限り回避すべきである：

- .1 バラスト取り入れに監視港湾より提出されている警告および緊急事態の発生の際の他の港湾の緊急事態計画に関連する港湾国により特定された地域；
- .2 生物が水域で活動を始める可能性のある暗闇；
- .3 極度に浅い水域；
- .4 プロペラーが沈殿物を巻き上げる場所；
- .5 大型植物性プランクトンブルーム(赤潮のような藻ブルーム)の流行している地域；
- .6 排水口の近辺；
- .7 潮流が更に混濁している地域；

.8 潮流のフラッシングが弱いと知られている地域；或いは

.9 養殖地の近辺。

8 バラスト水の取入れと排出を同じ場所で行う必要がある場合、他の地域で取り入れられたバラスト水の不必要な排出は避けるよう注意が払われる必要がある。

バラスト水の排出

9 船舶の性格を考慮して有害水生生物および病原菌の移動を可能な限り最大限に防止する、最小化する又究極的には排除する為に、バラスト水は規約 B-4 に基づき排出前に交換されるか或いは主官庁の要求に基づき処理されねばならない。いかなる化学的処理も条約の規約 D-3 に関連する機構により承認された活性物質のみを使用しなければならない。

沈殿物の制御

10 可能な限り沈殿物の除去の為にバラストタンクの定期的洗浄は制御された計画の下で実行されねばならず又いかなる派生的沈殿物の処理も環境に健全であるように適切に計画されねばならない。

他のガイドラインの遵守

11 これらのガイドラインの何物もこれらのガイドラインが適用される船舶に対し機構により発行された他のガイドラインの下で承認されたバラスト水管理の方法の使用を妨げるものではない。もし新たに出現した処理および技術が有益であることが証明された場合、これらはこれらのガイドラインとの適切な統合を目的に評価されねばならない。